

## 復帰までの対応マニュアル（教職員・学生）訂正版（2022.4.1）

- ☆ 学生、教職員本人が、濃厚接触者・一般接触者・その他接触者（以下「接触者」という）としてPCR等検査対象者となった場合
  - ☆ 同居若しくは生活の大半を同一にする者が、接触者として公的機関のPCR等検査対象者および健康観察対象となった場合
- ※ 患者となった場合は、入院、自宅療養、宿泊療養終了後、以下の対応となる

### 待機期間について必ず公的機関の指示を仰ぐ

『待機あり』



- ・ 指示通り、出勤、登校を停止し、健康観察を継続する
- ・ 陽性者は療養解除後、1週間程度は外出を自粛する。出勤、登校に関して必ず公的機関の指示を仰ぐ
- ・ 陽性者以外は不要不急の外出を自粛し、出勤、登校に関して必ず公的機関の指示を仰ぐ
- ・ オミクロン株患者の濃厚接触者（教職員のみ）について、7日間を待たずに待機解除とする場合は、「別紙2」参照のこと
- ・ 就業制限中の給与については、「新型コロナウイルス感染症対策に基づく就業について（2021.4.5付）」を参照のこと
- ・ 療養解除または待機期間終了となったら右へ

『待機なし』



- ・ 指示通り、翌日から出勤、登校可能（但し、本人および生活の大半を同一にする者の健康状態、感染状況により慎重に検討する）
- ・ 最終暴露日（陽性者との接触、検査陽性者の発症日等）から10日間は不要不急の外出を自粛し、出勤、登校に関しては必ず公的機関の指示を仰ぐ
- ・ 健康観察を継続し、体調に異変を感じたら出勤、登校せず、医療機関または保健所へ相談する
- ・ 就業制限中の給与については、「新型コロナウイルス感染症対策に基づく就業について（2021.4.5付）」を参照のこと

### 【復帰後の対応】

#### 復帰後7日間は以下の感染症対策を励行する（復帰の翌日を1日目とする）

- ① 手洗い、手指消毒、不織布マスク着用などの咳エチケット、身の回りの環境消毒等を徹底する
- ② 学園内の行動は最小限に留め、他職員や学生との接触を可能な限り減らす
- ③ 不特定多数の人との接触を極力避ける  
例）教員は対面授業を行わず、オンラインや課題等で対応する  
実習関係の巡回、出張など外部への訪問は禁止する
- ④ 会議等への出席は見合わせる（Zoom等での対応も考える）